

特定都市河川浸水被害対策法施行条例（仮称）及び 特定都市河川浸水被害対策法施行細則（仮称）の概要

「流域治水」について

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

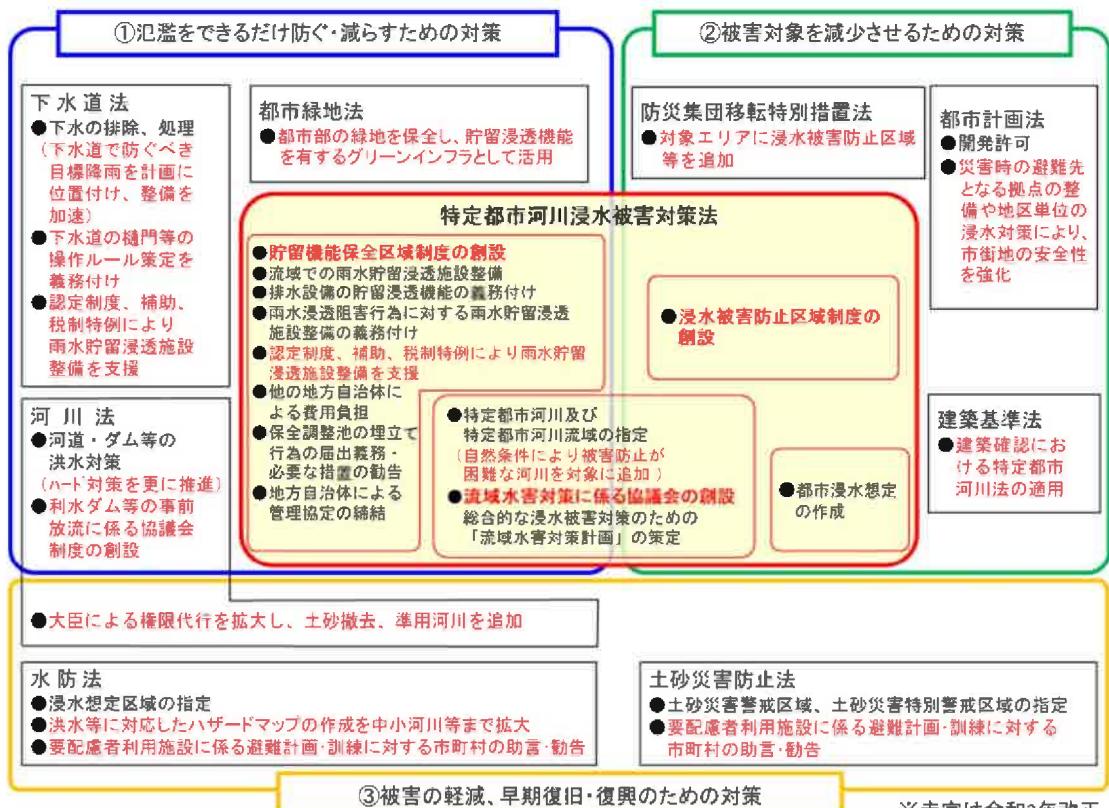
- ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策
- ②被害対象を減らすための対策
- ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

3つの対策を**集水域**・**氾濫域**・**河川区域**をひとつの流域とみなして実施することが「流域治水」です。



流域治水関連法

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の本格的な実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす「特定都市河川浸水被害対策法」の改正法が令和3年11月に施行されました。

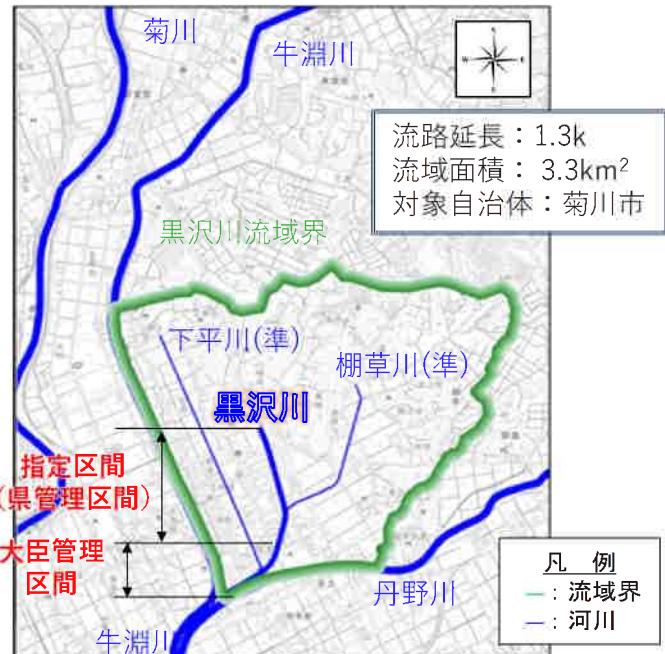


※赤字は令和3年改正

特定都市河川浸水被害対策法施行条例及び規則の概要

静岡県では、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川掘削や堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域や河川区域のみならず氾濫域も含めた流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水を推進しています。

この度、その対策を後押しするための法律である特定都市河川浸水被害対策法に基づき、同法や関連する政令及び省令により規定されていない内容を静岡県の条例及び規則として定めます。なお、現在、国土交通大臣が菊川市を流れる一級河川菊川水系黒沢川（大臣管理区間及び指定区間）とその流域を特定都市河川及び特定都市河川流域に指定する予定となっております。



条例で定める内容

特定都市河川浸水被害対策法において、各地方公共団体が条例で定めることとされている事項については、以下のように規定されています。

特定都市河川浸水被害対策法	内容
雨水貯留浸透施設の標識の設置 (第38条第3項)	技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識の設置について条例で定める必要があります。
保全調整池の標識の設置 (第45条第1項)	保全調整池が存する旨を表示した標識の設置について条例で定める必要があります。
貯留機能保全区域の標識の設置 (第54条第1項)	貯留機能保全区域である旨を表示した標識の設置について条例で定める必要があります。

その他静岡県独自の条例として定めます。

内容	静岡県の方針
雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出	雨水浸透阻害行為に関する工事の許可を受けた者は、当該工事に着手したとき、着手日から起算して10日以内に届け出ることとします。
雨水浸透阻害行為に関する工事の工程の終了の報告	雨水浸透阻害行為に関する工事が、雨水貯留浸透施設の地下への設置を含む場合など、当該工程に係る工事が終了する7日前までに知事に報告することとします。

規則で定める内容

- 雨水浸透阻害行為に関する協議書等に関し、必要な事項を定めます。
- 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書、工事完了届出書及び工事廃止届出書の添付図書に関し、必要な事項を定めます。
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査証の様式を定めます。
- 雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の様式を定めます。

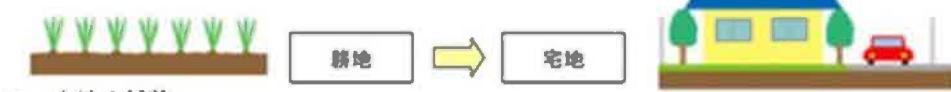
【参考1】雨水浸透阻害行為の許可

特定都市河川浸水被害対策法第30条の規定により、特定都市河川流域の宅地等以外の土地について、面積が1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（以下に掲げる行為）をする場合は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。

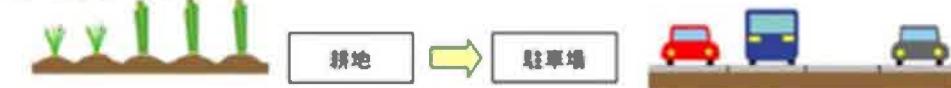
- ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- ② 土地の舗装
- ③ その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為

＜許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例＞

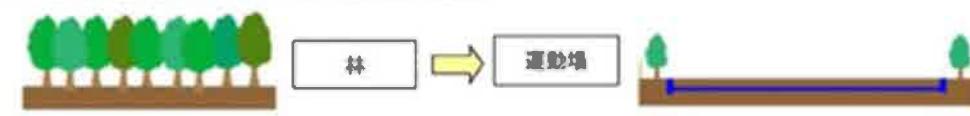
1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



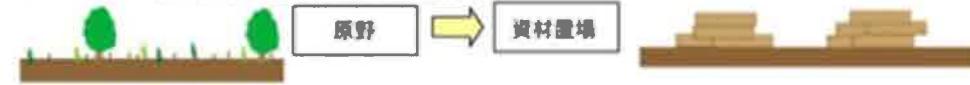
2. 土地の舗装



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4. ローラー等により土地を締め固める行為



出典：国土交通省

【参考2】標識の設置

標識の種別	概要	事例
雨水貯留 浸透施設 の標識	<p>雨水浸透阻害行為に関する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設※が存することを表示し、当該施設が特定都市河川流域の浸水被害の防止に寄与していることを流域内住民等に対して周知します。</p> <p>※ 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設</p>	
保全調整池 の標識	<p>防災調整池の雨水を一時的に貯留する機能が特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために有用と認めるときは、当該防災調整池を「保全調整池」として指定することができます。</p> <p>保全調整池の指定に当たって、当該保全調整池が特定都市河川流域の浸水被害の防止に寄与していることを流域内住民等及び保全調整池所有者等に対して周知します。</p>	
貯留機能 保全区域 の標識	<p>都市浸水想定区域を基本とした区域の河川沿いの低地や窪地など、雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を、土地の所有者の同意等を得た上で貯留機能保全区域として指定することができます。</p> <p>貯留機能保全区域を指定したときは、当該土地が貯留機能保全区域の指定を受けた土地であることを対外的に明示します。</p>	<p>奈良県川西町・田原本町のみ (R6.7末時点)</p>